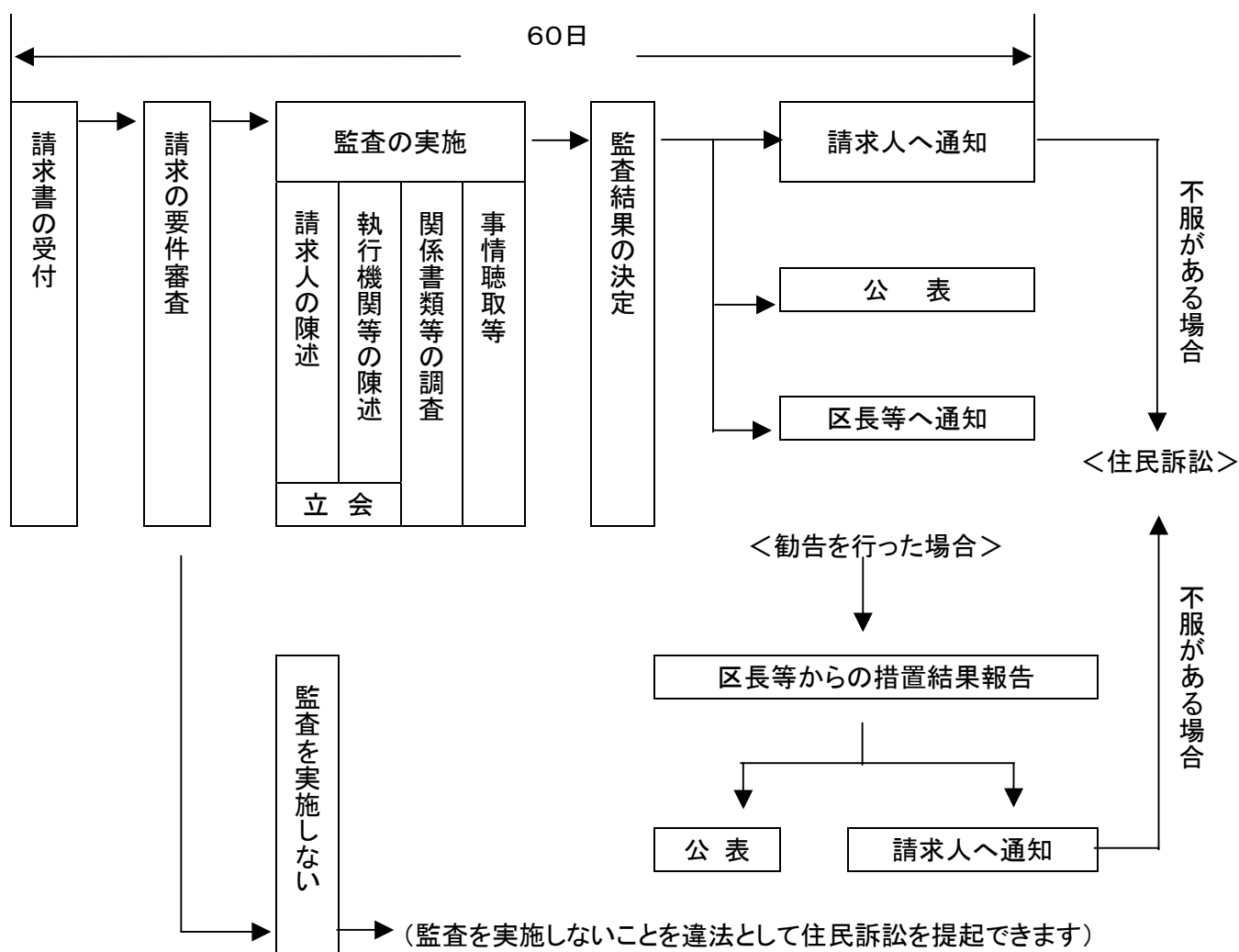


請求書を提出した後の事務の流れは、概ね次のとおりです。



- 注
- 要件審査は、監査請求の対象事項が区の財務会計上の行為であるか否か、請求人の住所要件などについて行います。
  - 「監査を実施しない」は訴訟上の「却下」に該当します。
  - 住民訴訟については、出訴期間が定められています。(地方自治法第242条の2)
  - 請求内容によっては、暫定的停止勧告を行う場合があります。
  - 個別外部監査契約による監査が実施される場合、監査の期限は90日になります。

個別外部監査契約による監査は、請求人が監査委員の監査に代えて外部監査人の監査を求めた場合で監査委員が相当であると認めたときに、区長が外部監査人と契約して実施されます。